



お元気ですか！
志村 たかよし です

第778号 2016年2月21日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1
電話 3546-5563
FAX 3546-9570

大企業に
適切な負担を

繰り返しの提案実る！ 道路占用料を1・3倍に

2億円以上の歳入増に

電柱、電線、変圧塔や水道管、ガス管など道路を継続して使用する場合に支払う「道路占用料」が、来年度、日本共産党が繰り返し要求してきた「前年度の1・3倍」に改定されることが示されました。道路占用料は、土地利用に対する対価として徴収しているもので、「土地の価値」の考え方は、固定資産税の評価額にその根拠を置いています。

固定資産税の評価額が3年ごとに見直されるので、中央区では3年ごとに道路占用料を「前年度の1・2倍」の改定を行っています。区内に約3600本ある電柱を見ると、第2種電柱の道路占用料



まちには電柱が林立しています

は1本の年額1万2200円なのをたいして、毎年改定する港区は2万4700円と約2倍になっています。

私は、国交省が示す「毎年1・1倍」の改定をおこなえば、3年間でみれば「1・331倍」になることを示し、議会で繰り返し算定式の見直しを求めてきましたが、やっと「1・3倍」への改定が実現することになったのです。

「1・2倍」よりも区の歳入は2億円以上の増収になります。

これまでも、中央区での乳幼児医療費無料化やハッピー買い物券、おとしより介護応援手当などのように、日本共産党が提案してきたものが実現したものがありません。

理を尽くした議論を重ねていけば、実を結ぶことができることをあらためて確信しました。ひきつづき、区財政の健全化、区民要求実現のためにがんばります。

本号では、下記に3年前の13年3月の予算委員会の会議録の抜粋を、裏面には昨年15年3月の予算委員会の会議録の抜粋を掲載しました。字ばかりですみません。

2013年3月8日

予算特別委員会の会議録抜粋

○志村「国土交通省の『道路占用の対価（占用料）の現状』という資料の「激変緩和措置」には、前年度の占用料の額に1・1を乗じるとあります。前年度の占用料の額に1・1を掛けながら、だんだん引き上げていきなさいということなんです。その点の理解はいかがでしょうか。」

○志村「毎年1・1ずつ乗じていけば、3年間で1・331倍なんです。区独自で港区もやっているんです。千代田区も。検討するに値するんじゃないでしょうか。」

○志村「NTTは4兆円を超える内部留保があつて、東京電力も4兆円を超えている。東京ガスは、七千数百億円あるんです。ですから、体力があるんですよ。こういつつこういつつ。そういう中で、激変緩和、おまけをしているんです。こういうところにちゃんと激変緩和のやり方を、毎年、例えばですけども、1・1ずつ乗じて引き上げていく。これは全く無茶苦茶な話ではない。筋も道理も通っているというふうに思います。」

予算特別委員会の会議録抜粋

○志村「道路占用料については、受益者負担の適正化ということで見直しを図ることになってきているんですけども、現在の進捗状況を教えてください。」

○道路課長「固定資産税評価額に基づきまして占用料を算出しております。その算出した占用料と従前の占用料に乖離があるということで、激変緩和措置を講じて改正しております。この金額と従前の金額に乖離があるということは認識しております。適正なものにすべきだろうというふうに考えております。このため、これまで千代田区、港区、周辺区ありますけれども、事務担当レベルになりますけれども、情報交換等々を定期的に行っております。また、昨年には国のほうで関係法令が改正されました。国のほうでも占用料の改定をしております。これまでそういったものの調査、確認等々をやっているというふうにございます。」



○志村「これまでも何度も言っているんですけども、毎年の改定、激変緩和措置、1・1倍をやるということがなぜできないんでしょうか。」

○道路課長「毎年ということになりますと、固定資産税の評価にかわる新たな土地評価などを出す必要があるかというふうに思っております。固定資産税評価では、各筆ごとの評価を出されているかと思えますけれども、同様な評価を区でやっていくというのがなかなか難しいのかなというふうに考えておまして、今の状況になってきているということでございます。」



○志村「港区などは毎年やっていますよね。このやり方は中央区ではできないんでしょうか。」

○道路課長「港区では、毎年1・15倍とかという係数を掛けてやっているというふうに聞いておりますけれども、それなりのお考えがあって運用されていると思いますけれども、本区ではそういったものではないのかなと思っております。」

○志村「港区は1・15倍とおっしゃいましたけれども、例えば中央区で1・1倍にした場合、予算書に出てくる23億円として、3年間で7億6130万円もの増収になる。このようなことを考えると、本年に毎年の改定を考えなくてはいけないと思います。」



○志村「企業に対してしっかりと向き合って、区としてこういう形で今後負担してほしいというような協議を進めることが必要だと思っております。けれども、占用料の改定などについて、企業との協議とか、こういうふうにしたというふうな進め方というのとはどんなやり方があるんでしょうか。」

○道路課長「道路管理者による処分、賦課ということがございますので、協議して、こういう金額だよねという話ではないということでございますので、こちら側が占用料を算出して決めたいというふうに思っております。」

○志村「結局は、占用料については、区のほうで来年度からはこういう金額でいきますよということを提示すれば、事は進むと。やはり一つの道理の通った算定方式で出して、企業にそれを求めることによって、それが区の財政に返ってくるというふうに思います。ですから、その点もしっかり企業に向かう、しっかりと示すということが大事だと思います。」

駐輪場の有料化、そして放置自転車撤去・保管料の徴収、さっきも言ったように区民の合意がない、本筋の通らない中で受益者負担ということ掲げて進めようとしている。片や、これだけ筋を通して、受益者負担で道路占用料を見直ししようとしていない。私は、ここに今の区の姿勢、区民のほうを向いているのか、それとも企業のほうを向いているのか、そういう姿勢がここにあらわれているのではないかと、このことを指摘させていただきます。」